

第2章 東山手・南山手地区の景観構造

2-1 地形

東山手・南山手地区は、北側に鍋冠山（標高169m）、南側にどんの山（標高130m）があり、西側は長崎港に面しており、東側は大浦川を谷とした丘陵地となっています。大浦川の下流域に広がる現在大浦と呼ばれる一帯は、かつては「雄浦」と呼ばれた大きな入り江となっていました。幕末以降の開発により、入り江や海岸は大幅に埋め立てられ、斜面地では住宅地が造成されるなど、都市化が進行しています。

2-2 歴史

近世の大浦は、長崎郊外の寒村で半農半漁の浜百姓が住んでいました。幕末、安政の開港により長崎に居留地が置かれることとなり、長崎に隣接する大浦の一帯が開発されることとなりました。まずは、万延元年（1860）に第1次居留地造成として湾の北側が埋め立てられ、文久元年（1861）には第2次居留地造成として湾の南側の下り松が埋め立てられました。元治元年（1864）には、第3次居留地造成として大浦地区の築増しと梅香崎が埋め立てられました。埋め立てられた土地は直線的な街路で区画整理され、我が国初の都市計画が行われました。

居留地は海岸沿いの上等地、その背後の中等地、山手の下等地の3種に分類されました。上等地には商社、中等地にはホテルや工場、下等地には教会や領事館、住宅が建設されました。明治20年代には東山手に多くのミッション・スクールが建設され、現存する活水女子大学と海星高等学校・中学校がその流れを汲んでいます。

明治24年（1891）から現代まで続く大浦諏訪神社の秋の大祭「大浦くんち」は、旧外国人居留地で行われる日本の祭りとして異彩を放っており、居留地時代の外国人も奉納踊りを楽しんだのではないかと思います。

明治後期から戦前にかけて、海外貿易の中心が神戸や横浜に移り、また日本の軍国主義が色濃くなるにつれて、居留地から外国人は去っていきました。

戦後の昭和29年（1954）、銅座川の変流工事や大浦川下流域や前面海上の大幅な埋め立てにより、居留地時代の海岸線は完全に消失しました。以降も海岸付近は埋め立てが進み、松が枝国際観光船ふ頭や長崎水辺の森公園等が整備され、海岸側には居留地時代の面影はほとんど残っていません。大浦海岸通りから東側のエリアについては、拡幅された場所があるものの、居留地時代の街区が遺っています。

昭和32年（1947）、長崎市は三菱重工長崎造船所より旧グラバー住宅の寄付を受け、「オペラ蝶々夫人のゆかりの地」として整備し、公開活用を開始しました。以後、隣接するリンガー住宅、オルト住宅を取得し、周辺一帯を「グラバー園」として整備して市内の洋館を移築することで歴史的建造物の保存と観光地化を進めてきました。

昭和末期、歴史的建造物や景観の保存に対する市民の意識が高まり、取り壊しが予定されていた旧香港上海銀行長崎支店の保存運動が起こりました。市民7万人余りの署名が集まり、市は解体を断念。国指定の重要文化財として保存する方針に転換しました。このことは、後の景観行政に影響を与える大きな出来事となりました。

平成2年（1990）に重要伝統的建造物群保存地区の指定、平成4年（1992）に景観形成地区の指定が行われ、歴史的景観保全のための制度が整いました。この頃、市の修景事業により、地区内の生活道路の多くで砂岩の石畳舗装が整備されました。



南山手の丘から大浦を望む



居留地時代のオランダ通り（※1）



居留地時代の大浦海岸通り（※2）



旧グラバー住宅



旧香港上海銀行長崎支店

第2章 東山手・南山手地区の景観構造

平成以降、大浦海岸通りの拡幅などにより、平坦地には高さ制限上限（31m）のマンションが数多く建設され、東山手から長崎港を望む眺望の多くは失われた一方で、南山手からの眺望は建物高さ規制により保全されました。

斜面地には、車が入らない不便な土地が多く、住宅の建て替えが難しいことなどの諸問題により、人口流出や少子化・高齢化が著しく進行し、空家や空地が増加しています。

斜面市街地再生事業によって、平成14年（2002）に斜行エレベーター「グラバースカイロード」が完成し、石橋電停からグラバー園第2ゲートがつながり、景観的にも大きく変化しました。また、石橋電停周辺では共同建替えが行われ、古い木造家屋群がマンションに変わるなど、斜面地の住環境の整備が行われました。しかし、当初の計画通りのまちづくりは実現できていません。

平成18年（2006）には、日本初のまち歩き博覧会「長崎さるく博'06」が開催され、1,000万人を超える市民や観光客が参加し、長崎居留地はその中心地として注目を浴びました。

平成26年（2014）に旧グラバー住宅が「明治日本の産業革命遺産」の構成資産に、平成28年（2016）に大浦天主堂が「長崎・天草の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産として登録されたことで、2つの世界遺産が地域となったことで、長崎居留地への関心は高まっています。

今後は、松が枝国際観光船埠頭の2バース化整備が予定されており、浪の平地区の沿岸部は大きく景観が変化することが予測されています。



斜面地の空き地



浪の平地区の沿岸部

2-3 景観資産

(1) 歴史的建造物

現存する歴史的建築物の多くは比較的小規模な木造洋館で、一部煉瓦造や石造のものもあります。これらの多くは丘陵地にあり、8件の重要文化財、1件の県指定有形文化財、2件の市指定有形文化財、53件の伝統的建造物の特定物件、2件の景観重要建造物があります。昔ながらの石畳は、オランダ坂、どんどん坂、祈念坂などの路地に多く遺っています。それ以外でも、個人の宅地等にレンガ塀などの未指定の歴史的建造物が数多くあり、こうした無名の小さな資源も保全をしていく必要があります。

(2) 港とみどり

西側には長崎港が広がっており、季節や時間によって様々な港町の表情を見せてくれます。特に、南山手からは長崎港が良く見え、長崎を代表する風景となっています。最近では、外国人を乗せた大型クルーズ船が頻繁に入港し、賑わいのある新しい港の景観を形成しています。また、この地区は、緑が豊かで、特に、鍋冠山周辺は長崎市中心部の貴重な緑地となっており、頂上には公園や展望台が整備されるなど、市民や観光客の憩いの場となっています。



鍋冠山の緑

(3) まちの骨格

幹線道路以外の小さな道は、居留地時代に造られたものが多く、現在の道路の形態と一致する場所が数多くあります。これらの戦災や戦後の都市開発を免れた歴史的なまちの骨格を景観資産として保全するためには、全国画一的な手法ではなく、斜面地や路地が多い長崎に合った都市開発の方法についても検討していく必要があります。



明治時代の古地図

2-4 住民の意識

令和5年（2023）2月、長崎居留地歴史まちづくり協議会で、景観の現状を把握する「景観ウォッチング」を行い、「良い景観」、「改善して欲しい景観」等について調査を行いました。知られていない景観資産、民間の修景の取り組み、景観を阻害する電線類、公共空間のあり方などに意見が集まりました。



景観ウォッチングの様子

